

**逮捕・勾留中の被疑者取調べが黙秘権・秘密交通権を侵害する違法なものとされた事例  
(出口国賠事件控訴審判決)**

【文献種別】 判決／福岡高等裁判所

【裁判年月日】 令和7年12月17日

【事件番号】 令和7年(ネ)第253号

【事件名】 損害賠償請求控訴事件

【裁判結果】 原判決変更

【参照法令】 刑事訴訟法198条2項、憲法38条1項、刑事訴訟法39条1項、憲法34条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25625551

愛媛大学准教授 関口和徳

**事実の概要**

令和3年(以下略)1月25日、Aは、Cと共謀して信号機を窃取したとの事実で逮捕され、同月27日、勾留された。同日、Aの国選弁護士としてZが選任された。2月15日、Aは、信号機窃取の事実につき処分保留で釈放されたが、同日、Cと共謀して締固め機等を窃取したとの事実で逮捕され、同月17日、勾留された。2月15日、Aの釈放に伴いZの国選弁護人の任務は終了したが、Aが締固め機等窃取の事実で逮捕されると、Zは同事実との関係でAの私選弁護人に就任し、同月17日、改めてAの国選弁護人に選任された。3月8日、Aは、締固め機等窃取の事実につき処分保留で釈放され、Zの国選弁護人の任務も終了した。

その後、A・Zは、Aの上記逮捕・勾留中の取調べにおいて警察官Bが行った、③利益誘導によって自白を促した行為、⑥Aが供述していない内容を記載した調書(本件調書①、②)を作成し署名押印を求めた行為、④虚偽の事実を告げて調書への署名押印を求めた行為につき、いずれも黙秘権を侵害するものであるとして、また、④Zとの接見内容を聴取した行為につき、秘密交通権を侵害するものであるとして、国賠訴訟を提起した。

一審(佐賀地判令7・3・7裁判所ウェブサイト)は、③④⑥につき、裏付ける証拠を欠くなどとして、いずれもA・Zの主張を斥けた。他方、⑥については、そのような事実の存在を認めて違法としたものの、「〔Bが、〕原告甲〔A〕に対し、本件調書①、②への署名指印を要求していたとしても、

少なくとも、原告甲に対する心理的強制があったと認めるに足りる確な証拠はなく……、実際にも、原告甲……〔は、〕本件調書①、②に署名指印していない」として、黙秘権侵害は否定した。

これを受けてA・Zが控訴した。

**判決の要旨**

原判決変更(確定)。

本判決は、まず、概要以下の事実を認定した。

① 1月29日、Bは、Zの指示により黙秘するAに対し、「しゃべってくれるなら(勾留延長は)10日を付けずに5日くらいでいけるかもしれん。追送致は2件くらいにして、立件もなるべくせんどころかな。俺は北署でエースだから、ある程度の権限はある」などと告げて自白を促した。それでもAが黙秘を続けると、Bは、Cの自白調書を基にAの自白を内容とする本件調書①を作成し、署名押印を求めた。② 1月30日、Bは、「勇気を出してゲー(自白)を出してくれ、こっちはチョコキ(立件減)を出す。俺こう見えて結構権力持ってるっちゃん。俺で決まると思え。俺が課長、係長に言えば少なくともできる」などと告げて自白を促した。③ 1月31日、Bは、「早く認めないと再逮捕になって相手に迷惑になるぞ。(自白すれば)立件を少なくする。俺は北署のエースだからこんな事件を扱う暇がない」などと告げて自白を促したが、それでもAが黙秘を続けると、本件調書①を基に「他にも盗みをしたこともあります」などと追記した本件調書②を作成し、署名押印を求めた。④ Bの上長は、同日、黙秘している

のに自白調書を作成された旨のAの訴えを聞き、Bから本件調書②を回収した。⑤2月1日、Aは、検察官Dに対し、Bの言動につき不満を述べた。また、同月3日以降、Zは、佐賀県警等に対し、Bの言動につき苦情を述べ、調査等を求めた。⑥2月10日、Bは、Aを締固め機等窃取の事実で同月15日に逮捕する方針を知り、遅くとも同月13日、逮捕状が同月12日付けで発付されたことを知った。しかし、Bは、同月11日から同月13日までの間、Aに対し、「15日の結果は出た。これは言えんよ。後から変わることもあるけんね。裏切ったみたいになったらいかんし。取りあえず出たら仕事をした方がいい」などと完全な釈放を示唆した上で、調書はいつでも作成できるよう持参している旨告げた。⑦2月15日、Aは、信号機窃取の事実につき釈放されると同時に、締固め機等窃取の事実で逮捕された。⑧これを受け、Aは、Bに騙されたと思い、同人に抗議し、翌16日に同人にその旨の調書を作成させ、翌17日には検察官Dに苦情を述べた。また、Zは、同月22日、佐賀県警と佐賀地検に対し、Bの言動につき苦情を述べ、調査等を再度求めた。⑨そのような中、Bは、同日と同月24日、Aに対し、Zが接見でどのように述べているかを尋ねた。⑩これに対し、Zは、同月26日、同県警と同地検に対し苦情を述べ、調査等を求めた。

以上の事実を踏まえ、次のように判示した。

「刑事訴訟法198条2項は、憲法38条1項の自己帰罪拒否特権を受けて、被疑者の黙秘権を、刑事訴訟法39条1項は、憲法34条の弁護人依頼権を受けて、身柄を拘束されている被疑者及び弁護人等の接見・秘密交通権を、それぞれ定めていると解される。そうすると、身柄の拘束を受けた被疑者を取り調べる司法警察職員は、事案の性質や容疑の程度、被疑者の態度など諸般の事情を勘案し、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度で行うべき注意義務を負っており、これに反して被疑者の黙秘権や被疑者・弁護人の接見・秘密交通権を侵害するような取調べを行った場合、当該取調べは国家賠償法1条1項の適用上違法になるというべきである（最高裁昭和……59年2月29日第二小法廷決定・刑集38巻3号479頁参照）」。

「本件取調べが行われた当時、……〔控訴人A〕が窃盗の共犯者であると疑う余地は相当にあった

といえる。しかし、Bは、本件取調べで、控訴人Aが事件への関与を否認し、その後は黙秘した以上、憲法31条が含意する無罪推定の原則に留意しつつ、事件前後の経緯等の事情を粘り強く質問するなどして、事件への関与の有無についての供述を促すべきであった。ところが、Bは、黙秘開始日の翌日から3日間にわたって、控訴人Aに対し、自白すれば立件を減らすと誘いかけるなど、虚偽の自白を招きやすい態様で安易に自白を促し、うち2日間は、黙秘していたにもかかわらず、被疑事実を明確に認める旨の自白調書への署名押印を求めた。」「Bの上長は、上記を不当とする控訴人Aの訴えを聞き入れ、Bから同調書（本件調書②）を回収した。また、控訴人らは、それぞれ検察官や県警等に、同旨の苦情を述べ、調査等を求めた。」「これらによれば、Bによる上記一連の取調べは、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度で行ったものとはいえず、控訴人Aの黙秘権を侵害する取調べであったというべきである」。

「Bは、控訴人Aにつき、……締固め機等を窃取した旨の被疑事実で再逮捕する方針を知っていたのに、本件取調べで、3日間にわたり、裏切りになったらいけないなどと完全な釈放を繰り返し示唆した上で、自白調書はいつでも作成する旨告げていた。また、上記再逮捕後、控訴人らは検察官や県警等にそれぞれ苦情を述べ、調査を求めた。これらを考慮すれば、Bによる2月11日から同月13日までの取調べは、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を逸脱した取り（ママ）調べであり、これにより控訴人Aの黙秘権を侵害したというべきである」。

「Bは、控訴人Zによる苦情や調査要求が相次ぐ中、2月22日と同月24日、本件取調べで、控訴人Aに対し控訴人Zが接見でどのように述べているかを尋ねた。また、控訴人Zが同月26日に県警等に苦情等を再度述べた。これらを考慮すれば、Bによる同月22日と同月24日の取調べは、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度で行ったといえず、控訴人らに認められた秘密交通権を侵害する取調べであったというべきである」。

## 判例の解説

一 本判決は、Bが行ったとA・Zが主張する①～④の各行為につき、いずれも事実と認め、①②③につき黙秘権を、④につき秘密交通権を侵害するものとした。その際の「判断枠組み」として本判決が用いたのが、最決昭59・2・29刑集38巻3号479頁が示した取調べの適法性に関する規範（以下、「59年規範」）である。本判決は、59年規範のいう「社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度」からの逸脱を理由に上記判断を導いた。問題は、上記逸脱がなぜ黙秘権や秘密交通権の侵害を構成するのかわかるが、この点について本判決は明確に判示していない。

そこで、本判決の背後にある論理を推測・検討すると、以下にみるように、そこには十分な根拠を見出さう。

本判決は、①につき、虚偽自白誘発のおそれの問題視する。この判断は、「起訴不起訴の決定権をもつ検察官の、自白をすれば起訴猶予になる旨」の約束による自白の任意性を、そのような約束のもつ虚偽自白誘発のおそれを理由に否定した<sup>1)</sup> 最判昭41・7・1刑集20巻6号537頁を意識しているものであろう。確かに、Bは、Aの立件に大きな影響を及ぼさう立場にある上、そのことを具体的に告げてAに自白を促しており、こうしたBの行為は、虚偽自白を誘発するおそれのある行為と評価しえよう<sup>2)</sup>。問題は、そのことがなぜ黙秘権侵害を構成するのかわかる。考えるに、虚偽自白誘発のおそれのある行為は、被疑者の心理を圧迫し黙秘権を危険に晒す行為と評価しえよう<sup>3)</sup>。被疑者が虚偽自白を望むことなど通常ありえないからである。また、そもそも利益誘導は、それに応じなければ不利益が生じうることを暗示するものであり、脅迫と紙一重の関係にある<sup>4)</sup>。その上、本件においてBは、「早く認めないと再逮捕にな[る]」として、黙秘を続ければ不利益が生じる旨を直接的表現で告げてもおり、こうした行為は、Aの心理を圧迫し同人の黙秘権を危険に晒す行為であるだけでなく、黙秘に対する制裁を禁じた黙秘権の趣旨に悖る行為といわざるをえないであろう<sup>5)</sup>。②については、それ自体Aが黙秘する意味を失わせる行為であるだけでなく、Bが同人の意に沿わない供述を認めない態度で取調べを行っていたことを推認させる行為でもあり、本件取調べにおいてAの供述の自由が事実上存在していなかったことを示すものといえよう。

自白を獲得する目的で被疑者に虚偽の事実を告知する行為につき、最大判昭45・11・25刑集24巻12号1670頁は、「偽計を用いて被疑者を錯誤に陥れ自白を獲得するような尋問方法を厳に避けるべき」とする。その背後には、偽計は「心理的強制」により「虚偽の自白が誘発されるおそれのある」行為である、との思考がある。この点、③は、単なる偽計行為ではなく、先述のような問題を含む利益誘導を絡める形のものであり、そのもつ虚偽自白の誘発力（＝Aの黙秘権を危険に晒す可能性）は一層高いものがあるといえよう。

接見内容聴取の許容性につき、裁判例は、秘密交通権の趣旨に照らして原則許されないとしつつ、特段の事情があれば許されうるとしてきた<sup>6)</sup>。この点、本件では聴取を正当化する事情は何ら認定されていない。しかも、④は、Bの行為に対する苦情や調査要求が相次ぐ中で行われたものであり、その目的は、いかなる立場<sup>7)</sup>からも秘密交通権の趣旨に正面から反すると評価されるであろう接見内容の探知それ自体にあったことが強く窺われる。④が秘密交通権を侵害するものであることに異論の余地はなからう。

二 ところで、本判決には、その判文自体において注目に値する点が存在している。それは、黙秘権侵害の捉え方である。

従来の判例は、黙秘権が禁じるのは「威力その他特別の手段を用いて、供述する意思のない被告人に供述を余儀なくすること」<sup>8)</sup>、すなわち現実に供述の自由を侵害することであると解してきた。そのため、被疑者の供述の自由を危険に晒すことそれ自体は、黙秘権保障の埒外に置かれてきた<sup>9)</sup>。しかし、比較的近時の裁判例には、黙秘権不告知<sup>10)</sup>や利益誘導<sup>11)</sup>につき、そのような行為が行われたこと、すなわち被疑者の黙秘権を危険に晒したことをもって黙秘権侵害を認めるものが現れるようになった。

この点、原判決は、事実の概要でみた⑥に関する判断に照らすと、現実に被疑者の供述の自由を侵害しない限り黙秘権侵害とはならないとの立場に親和的といえよう。これに対し、本判決は、④⑤⑥によって現実にAの供述の自由が侵害されたかを問わず、④⑤⑥それ自体の問題性から黙秘権侵害を認めており、被疑者の黙秘権を危険に晒すこと自体を黙秘権侵害と捉える立場に立つものと

解される<sup>12)</sup>。

黙秘権はその侵害の防止こそが重要であり<sup>13)</sup>、黙秘権を危険に晒すこと自体を禁じなければその存在価値は著しく損なわれる<sup>14)</sup>。本判決は、黙秘権の実質化を前進させる裁判例として重要な意義を有する。

### 三 その一方で、本判決には問題も存在する。

1つは、「判断枠組み」として59年規範を用いた点である。そもそも59年規範は、黙秘権・秘密交通権侵害の有無を判断するためのものではない。59年規範は、黙秘権侵害はなくても、なお社会通念上許されない取調べがありうる、との文脈で定立されたものである<sup>15)</sup>。実質的にみても、59年規範からの逸脱が直ちに黙秘権侵害・秘密交通権侵害を基礎づけるわけではない。黙秘権・秘密交通権はいずれも明文規定を有し、判例・裁判例の蓄積も存在する。そうである以上、それらを踏まえつつ、本件取調べが実際に黙秘権・秘密交通権を侵害するものであったかを端的に検討するのが妥当だったのではないか。

もう1つは、「本件取調べで、控訴人Aが事件への関与を否認し、その後は黙秘した以上、憲法31条が含意する無罪推定の原則に留意しつつ、事件前後の経緯等の事情を粘り強く質問するなどして、事件への関与の有無について供述を促すべきであった」としている点である。取調べ実務は、いわゆる「取調べ受忍義務肯定説」を前提に運用されている。しかし、その義務の範囲については、近時、黙秘権との関係で自ずと限界があるとの理解が有力化し、黙秘する被疑者を延々と取り調べることに對しては疑問が提起されている<sup>16)</sup>。注目すべきは、こうした疑問が、捜査実務家・経験者の間からも提起されていることである<sup>17)</sup>。先述のように、本判決が被疑者の黙秘権を危険に晒すこと自体を黙秘権侵害と捉えた点は評価に値する。他方で、本判決が前提とする取調べ観は、なお旧態依然としたものといわざるをえない。黙秘する被疑者に「粘り強く質問」して「供述を促す」ことが被疑者にとっていかなる意味をもつのか、より実態に即して判断すべきだったのではないか。

#### ●—注

1) 坂本武志「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇 昭和

41年度』(法曹会、1967年)103頁以下参照。

2) 警察官による立件に関する約束のもつ虚偽白の誘発力につき、大澤裕=朝山芳史「約束による白の証拠能力」法教340号(2009年)98頁[朝山]参照。

3) 葛野尋之ほか編『判例学習・刑事訴訟法〔第3版〕』(法律文化社、2021年)306頁[拙稿]。

4) 葛野ほか編・前掲注3)書330頁[拙稿]参照。

5) 過去の裁判例にも、警察官が被疑者に対し逮捕や家宅捜索をしない旨告げて覚醒剤の隠匿場所に関する供述を得た事案につき、「問題の……供述を引き出したA警部補らの一連の発言は、利益誘導的であり、しかも、少なくとも結果的には虚偽の約束であって、発言をした際のA警部補らの取調べ自体、被告人の黙秘権を侵害する違法なもの」としたものがある(東京高判平25・7・23判時2201号141頁)。

6) 具体例として、「捜査妨害的行為等」がみられる場合(鹿児島地判平20・3・24判時2008号3頁)、被疑者が秘密交通権を放棄して自ら供述した場合(京都市判平22・3・24判時2078号77頁)、弁護人が接見での被疑者の供述内容を公表していた場合において、そのような供述の有無を確認する場合(福岡高判平23・7・1判時2127号9頁)などが挙げられてきた。

7) 秘密交通権をめぐる議論状況につき、川出敏裕『判例講座刑事訴訟法(捜査・証拠篇)〔第2版〕』(立花書房、2021年)275頁以下等参照。

8) 最大判昭24・2・9刑集3巻2号146頁。

9) 4夜にわたる宿泊を伴う取調べを適法とした前出最決昭59・2・29や、徹夜かつ長時間にわたる取調べを適法とした最決平元・7・4刑集43巻7号581頁などはその典型例である。

10) 東京高判平22・11・1判タ1367号251頁等。

11) 前出東京高判平25・7・23。

12) 特筆すべきは、本判決が、Aが黙秘を貫徹したにもかかわらず黙秘権侵害を認めた点である。この点、前出の東京高判平22・11・1や東京高判平25・7・23は、いずれも結果として被疑者が供述に至ったケースであった。本判決は、被疑者の黙秘権を危険に晒すこと自体を黙秘権侵害と捉える立場をより明確に打ち出した裁判例と位置付けうるであろう。

13) 松尾浩也『刑事訴訟法(上)〔新版〕』(弘文堂、1999年)118頁参照。

14) 拙稿「被疑者取調べにおける黙秘権告知と憲法38条1項」法時86巻5号(2014年)115頁参照。

15) 拙稿「被疑者取調べへの弁護人立会いについて」刑法雑誌65巻1号(2025年)47頁以下参照。

16) 例えば、佐藤隆之「録音録画制度の下における被疑者取調べ」『井上正仁先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、2019年)353頁。

17) 山田昌広『録音録画時代の取調べ技術』(東京法令出版、2021年)243頁以下、濱田毅『「新たな取調べ受忍義務肯定説」について』同法74巻1号(2022年)133頁。